

令和6年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導【資料3】

指定更新・各種届出・指導監査について

1 指定更新について

6年ごとに指定の更新が必要となり、更新申請の手続は、原則、指定申請と同様です。

更新申請に必要となる書類等については、事業所等を管轄する地域振興局・支庁に事前確認の上、なるべく更新日の2か月前までに提出くださるようお願いいたします（地域振興局・支庁へ書類を持参する場合も、事前に連絡の上、来所ください）。

2 指定内容変更届

事業所等の名称、所在地、事業所等の平面図、運営規程等に変更があった場合は、変更のあった日から10日以内に事業所等を管轄する地域振興局・支庁に必要書類を提出してください。

3 廃止届、休止届、再開届

事業所等を廃止又は休止する場合は、廃止又は休止の日の1か月前までに、また、事業所等を再開する場合は、再開の日から10日以内に、事業所等を管轄する地域振興局・支庁に届け出てください。

4 体制等に関する届出について

(1) 届出に係る加算等の開始時期（算定される単位数が増えるもの）

地域振興局・支庁への届出が毎月15日以前に受理された場合は「翌月」から、16日以降に受理された場合は「翌々月」から、算定を開始します。

(2) 加算等が算定されなくなるもの

事業所等の体制について、加算等が算定されない状況が生じた場合又は加算等が算定されないことが明らかな場合は、速やかにその旨を地域振興局・支庁へ届け出てください。

この場合、加算等が算定されなくなった事実が発生した日^(※)から加算等の算定を行わないものとします。

※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護における「特定事業所加算」については、事実が発生した日の属する月の翌初日から加算等の算定を行わないものとします。

(3) 報酬算定の変更を伴わないもの

報酬算定の変更を伴わないものは、変更後速やかに、地域振興局・支庁へ届け出てください。

※ 前ページ第1から第4の事項に係る申請・届出様式及び必要となる添付書類等は、下記の県ホームページで確認、ダウンロードしてください。

ホーム > 健康・福祉 > 障害者福祉 > 障害者総合支援法 > サービス提供事業者の皆様へ
> 指定障害福祉サービス事業者等の指定申請様式等

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae07/sisetsu/30youshiki.html>

ホーム > 健康・福祉 > 障害者福祉 > 障害児の福祉 > サービス提供事業者の皆様へ >
指定障害児通所支援事業者及び指定障害時入所施設の指定申請様式等

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae07/kenko-fukushi/syogai-syakai/ziritushien/jigyousyo/syougaiji-sinsei.html>

【届出・問合せ先】

各地域振興局・支庁窓口	郵便番号	住所	電話番号	管轄区域(事業所の所在地)
鹿児島地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課(伊集院保健所)	899-2501	日置市伊集院町下谷口1960-1	099-272-6301 (内線122)	日置市, いちき串木野市, 鹿児島郡
南薩地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課(加世田保健所)	897-0001	南さつま市加世田村原2丁目1-1	0993-53-8001	枕崎市, 指宿市, 南九州市, 南さつま市
北薩地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課(川薩保健所)	895-0041	薩摩川内市隈之城町228-1	0996-23-3166 (内線222)	阿久根市, 出水市, 薩摩川内市, 薩摩郡, 出水郡
始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課(始良保健所)	899-5112	霧島市隼人町松永3320-16	0995-44-7964	霧島市, 伊佐市, 始良市, 始良郡
大隅地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課(鹿屋保健所)	893-0011	鹿屋市打馬2丁目16-6	0994-52-2124	鹿屋市, 垂水市, 曾於市, 志布志市, 曾於郡, 肝属郡
熊毛支庁保健福祉環境部地域保健福祉課(西之表保健所)	891-3192	西之表市西之表7590	0997-22-1830	西之表市, 熊毛郡
大島支庁保健福祉環境部地域保健福祉課(名瀬保健所)	894-8501	奄美市名瀬永田町17-3	0997-57-7243	奄美市, 大島郡

(注) 鹿児島市内の事業所(障害児入所施設を除く)は、鹿児島市が所管となりますので、鹿児島市障害福祉課(電話番号: 099-216-1272)へ確認をお願いします。

また、障害児入所施設は、県障害福祉課施設支援係(電話番号: 099-286-2749)へお問い合わせください。

5 業務管理体制の整備に関する事項の届出等について

平成24年4月1日から、障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等は、法令遵守等の「業務管理体制」の整備とその届出が義務付けられています。整備する業務管理体制の内容や届出先は、下記及び次ページを参照してください

また、届け出た内容等に変更があった場合は、変更に係る届出書の提出が必要となります。

(1) 届出書の内容

設置する事業所等の数により、下表のとおり届出事項が異なります。

事業所数	業務管理体制
1以上20未満	(1) 法令遵守責任者の選任
20以上100未満	(1) 法令遵守責任者の選任 (2) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備
100以上	(1) 法令遵守責任者の選任 (2) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備 (3) 業務執行の状況の監査を定期的の実施

(2) 届出先

事業所等の新たな指定により、事業を行う地域が変更となり、届出先に変更が生じる場合は、変更前の届出先及び変更後の届出先双方に届出が必要となります。

	事業所等の所在地	届出先
(1)	2以上の都道府県に所在	厚生労働大臣
(2)	ア障害者総合支援法による相談支援事業のうち指定特定相談支援事業のみを運営する事業者で、その事業所が同一市町村のみに所在 イ児童福祉法による指定障害児相談支援事業を運営する事業者であって、その事業所等が同一市町村のみに所在	市町村長
(3)	(1) 及び (2) 以外	県知事

※ 届出様式及び記入要領等は、下記の県ホームページで確認、ダウンロードしてください。

ホーム > 健康・福祉 > 障害者福祉 > 障害者総合支援法 > サービス提供事業者の皆様へ
>業務管理体制の整備及び整備事項の届出及び確認検査について

<http://www.pref.kagoshima.jp/ae07/kenko-fukushi/syogai-syakai/ziritushien/jigyousyo/20120807.html>

6 事故発生時の報告について

事業者は、利用者に対するサービス等の提供により事故等が発生した場合は、県、市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる必要があります。

県への連絡については、「事故等発生時の報告について」（令和3年9月9

日付け障福第474号県くらし保健福祉部障害福祉課長通知）により取り扱うこととしていますので、事故等が発生した際は、速やかに事故報告書（様式・記入例及び報告フローは後ページ参照）により報告してください。

- ・ 第一報として、概要報告を行う（電話・FAX可）。
- ・ 時間の経過に伴い状況が変化する事案については、電話・FAX等により追加報告を行う。
- ・ 事故等の処理が終息した場合は、事案に応じて、損害賠償等の対応状況、再発防止策等を含む詳細報告を行う。

※ 報告様式等は、下記の県ホームページからダウンロードしてください。

ホーム > 健康・福祉 > 障害者福祉 > 障害者総合支援法 > サービス提供事業者の皆様へ
> 事故等発生時の報告について

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae07/kenko-fukushi/syogai-syakai/ziritushien/jigyousyo/shiyougaijikohoukoku.html>

(1) 報告を求める事故等

ア サービス提供中の利用者のけが又は死亡（サービス送迎・通院等の間の事故を含む。けがの程度は、医療機関で受診した場合を原則とする。事業者側の過失の有無を問わない。）

イ 職員（従業者）の法令違反・不祥事（利用者の処遇に関連するものに限る。）

ウ 感染症若しくは食中毒の発生等又はそれが疑われる状況（法令等に基づき、保健所等へ報告した場合を除く。）

エ 人権侵害等（事業所等で発生した人権侵害、虐待と考えられる事案）

オ 無断外出（警察への通報等による捜索を要する場合）

カ 災害火災等により物的・人的被害が発生した場合（県へ報告が必要となる自然災害の場合を除く）

(2) 報告先

各事業所等の所在地を管轄する地域振興局・支庁地域保健福祉課

※ 市町村及び利用者の家族等にも報告をお願いします。

7 指導監査について

県では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、サービスの提供が関係法令等に従い適正に行われるよう、次の実施要領に基づき、「指導」及び「監査」を行っています。

- ・ 県指定障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要領
- ・ 県指定障害児通所支援事業者指導・監査実施要領
- ・ 県指定障害児入所施設等監査実施要領

(1) 指導

関係省令等（以下「指定基準等」という。）に定める事業者等の従業者、設備及び運営に関する基準並びにサービスに要する費用の算定及び請求等の基準に関する事項の周知徹底とその遵守を図ることを目的に行います。

ア 集団指導

毎年度1回、一定の場所に事業者を招集し、講習等の方法で実施します。

※ 令和2年度以降は、県のホームページへ資料を掲載することにより行っています。

イ 運営指導

- ・ 事業所において、関係書類を確認しながら、関係者との「面談方式」で、おおむね3年に1度、事業所を所管する地域振興局・支庁が実施します。

※ 原則として実施日の30日前までに当該事業者を実施日等通知します。

通知に記載された期日までに、関係書類を提出してください。

- ・ 改善を要すると認められた事項は、後日文書により通知します。
文書で指摘した事項については、「改善報告書」の提出を求めることとなりますので、決められた期日までに必ず提出してください。
- ・ 改善報告書の内容について、実地に確認する必要があるときは、再度実地指導を行うことがあります。
- ・ 運営指導中、著しい指定基準等の違反が確認され、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断される場合や費用の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正であると認められる場合は、運営指導を中止し、「監査」（次項参照）に切り替える場合があります。

(2) 監査

指定基準等に違反し若しくはその疑いが認められる場合、又はサービス等に要する費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合など（下記参照）において、事実関係を的確に把握し、適切な措置をとることを目的に行います。

（一般情報）

- 通報・苦情・相談等に基づく情報
- 市町村、相談支援事業者等に寄せられる苦情
- 自立支援給付に係る費用の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者情報

(運営指導による情報)

- 運営指導により確認した指定基準違反等
 - 市町村から情報提供された、当該市町村が運営指導により確認した指定基準違反等
- ・ 監査の実施については、前日又は当日に電話等で通知します。ただし、特に必要と認めるときは、通知せずに実施することがあります。
 - ・ 監査による是正又は改善結果の確認を行っても指定基準違反等が認められる場合は、「勧告」又は「命令」、「指定の取消し」等の措置を行います。

※ 指導監査の実施要領及び運営指導で使用する指導調書等は、下記の県ホームページで確認、ダウンロードしてください。

ホーム > 健康・福祉 > 社会福祉 > 指導監査

<https://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/syogai-syakai/kansa/index.html>